

まえがき

本書は、アジア経済研究所が2008年度から2009年度にかけて2年間実施した「開発途上国の障害者と法——法的権利の確立の観点から——」研究会の成果である。本研究は2005年度から取り組みが始まった「障害と開発」研究において、主として法学的な視点から貢献しようとするものである。本研究の背景にある「障害と開発」研究については、2008年に最初に刊行された森壮也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』（研究双書 No.567）を参照されたい。

「障害と開発」研究も緒についたばかりの分野であるが、さらに開発途上国の障害問題を法学的な視点から研究するものは国内外ともに稀少である。そのため本研究会の委員は、障害分野は初めてであるものの現地の法律と言葉に精通しているアジア法を専門とする研究者と「障害と開発」やアジアの障害当事者運動に造詣の深い研究者と実務家によって構成され、研究は両者が協働する形で進められた。その結果、研究会での議論と現地調査をとおして、各章とも現地の法制度、法文化、障害当事者の動向を踏まえた論考とすることができた。

2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約は、障害者も非障害者と同様の基本的人権を享有することについて国際社会のコンセンサスがまとまったことを示しており、障害分野における権利にもとづくアプローチ適用のための明確な拠り所をもたらした。本書では、アジア7カ国を取り上げ、各国における障害者の権利確立の現状と課題を明らかにすることを目的に、新しく制定された障害者権利条約に照らし、各国の障害者立法の発展状況を考察している。各国とも条約の制定動向に合わせ障害者立法の制定、改正作業を行ってきたものの、障害者を権利の主体として捉え直しパラダイムの転

換を果たした国がある一方、整合性を主張する国においてもそれが表面にとどまる場合があることも明らかとなった。

障害者権利条約はほかの人権諸条約と比して国内的努力を支援するための国際協力を重視しており、研究における協力にも言及している。本研究の課題として教育や労働など個別分野ごとの発展や法律の実際の履行・執行状況についてさらに検証していくことが残されているが、本書によってわずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

研究会では、本書を執筆した委員のほかにもレクチャーをいただいたり、貴重なアドバイスをいただいた。2008年度は、東京アドボカシー法律事務所の池原毅和弁護士から障害者の平等実現のためのシステムのあり方に関して、また早稲田大学大学院アジア太平洋研究科の勝間靖教授から開発における人権の主流化に関して興味深い内容のご報告をいただいた。2009年度は、横浜国立大学大学院博士課程の長谷川涼子氏から開発協力における女性障害者のエンパワメントに関して、また田園調布学園大学の引馬知子准教授から就労を中心に障害に関わる EU 法制度の発展に関してご報告をいただいた。また、オブザーバーとして山形辰史氏、寺本実氏（ともにアジア経済研究所）には積極的に研究会の議論に加わっていただいた。さらに、手話通訳者各氏には難解な議論の通訳をサポートしていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

最後に、研究所の内部および外部の匿名の査読者の方々からも的確なご批判と貴重なコメントを頂戴し、最終原稿に向けた取りまとめに大いに参考にさせていただいた。また、現地調査に際しては多くの方々には貴重な時間を割いていただき、有用な情報をいただいた。この場を借りて感謝申し上げます。

2010年6月

編 者